

時間外労働及び休日労働に関する労使協定書

株式会社 CIN GROUP 大阪支店（以下「会社」という。）と会社の従業員代表は、労働基準法第 36 条第 1 項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び法定休日における労働（以下「休日労働」という。）に関し、下記のとおり協定する。

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第 1 条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則に基づき、時間外労働・休日労働を命ずることができるものとする。

- (1) 臨時の受注や納期の変更等により受注が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき。
- (2) 決算及び中間決算等、時季的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき。
- (3) 業務が輻輳し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき。
- (4) 月末、期末処理、棚卸し等の経理事務等が繁忙なとき。
- (5) その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類）

第 2 条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類は次のとおりとする。

- (1) WEB 運用業務
- (2) エンジニア業務
- (3) ディレクター業務
- (4) デザイナー業務
- (5) 営業業務
- (6) 販売業務



（延長時間及び休日労働日数）

第 3 条 法定労働時間を超えて延長させることができる時間（以下「延長時間」という。）及び休日労働をさせることができる休日並びに始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

延長時間			休日労働
1 日	1 か月 (毎月 1 日)	1 年間 (毎年 10 月 1 日)	
15 時間	45 時間	360 時間	1 か月に 4 日

2 前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。ただし、業務の進捗状況等により、あらかじめ指定して、この時間を変更することがある。

- (1) 始業時刻…午前 10 時 00 分
- (2) 終業時刻…午後 7 時 00 分
- (3) 休憩時間…勤務の途中に 1 時間

(特別延長時間と上限の遵守)

第4条 通常の業務量を大幅に超える依頼が集中し、特に納期がひっ迫したときは、会社は、従業員代表にあらかじめ通告して、1か月当たりの延長時間を80時間とすることができる。

2 前項の場合においても、時間外労働は年720時間以内、また、2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても休日労働を含んで80時間以内、単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならない。

3 本条第1項による特別条項の適用回数は、年6回を上限とする。

(時間外割増賃金率)

第5条 時間外割増賃金率は、月間の時間外労働に応じて定める次の各号の率とする。

(1) 月間45時間以内の時間外労働…1.25

(2) 月間45時間を超え60時間以内の時間外労働…1.25

(3) 月間60時間を超え80時間以内の時間外労働…1.5

(健康及び福祉の確保措置)

第6条 会社は労働者に対する健康及び福祉を確保するため、以下の措置を行う。

(1) 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置する。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。

令和7年 9月 26日

株式会社 CIN GROUP 大阪支社 従業員代表 小林 弘典
株式会社 CIN GROUP 大阪支社 代表取締役 篠宮 康伸

